

(案)

第4次静岡市男女共同参画行動計画について

(答申)

令和4年9月

静岡市男女共同参画審議会

はじめに

静岡市男女共同参画審議会は、昨年 11 月、静岡市長から静岡市男女共同参画推進条例（平成 15 年条例第 112 号）第 16 条第 3 項の規定に基づく「第 4 次静岡市男女共同参画行動計画」の基本的な考え方についての諮問と、同条例第 25 条の規定に基づく「第 2 次静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」及び「第 2 次静岡市女性活躍推進計画」の基本的な考え方についての諮問を受けました。

審議会では、

令和 4 年 9 月 〇〇 日

静岡市男女共同参画審議会
会 長

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 答申にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 〇〇 |
| 1 諮問の経緯 | |
| 2 男女共同参画・女性活躍と静岡市を取り巻く状況 | |
| (1) 社会経済情勢等の状況と静岡市の状況 | |
| (2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向 | |
| (3) 第3次行動計画等の評価と今後の課題 | |
| 第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針）・・・・・・・・ | 〇〇 |
| 1 計画の基本理念 | |
| 2 計画において目指す姿 | |
| 3 重点目標 | |
| 4 計画期間 | |
| 5 計画の位置付け | |
| 6 計画の推進に向けて | |
| 第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 〇〇 |
| 1 施策の体系 | |
| 2 計画の体系図 | |
| 3 基本目標及び主な取組 | |
| 基本目標 1 | |
| 基本目標 2 | |
| 基本目標 3 | |
| ・・・ | |
| 第4章 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 〇〇 |
| ・諮問文の写し | |
| ・審議会の経過 | |
| ・条例、審議会委員名簿 等 | |

第1章 答申にあたって

1 諮問の経緯

静岡市では、平成27年3月に策定した第3次静岡市男女共同参画行動計画を筆頭に、静岡市DV防止基本計画（平成26年3月策定）、静岡市女性活躍推進計画（平成29年3月策定）により、男女共同参画を推進する施策を実施しています。

これらの計画の期間が、令和4年度（2022年度）末で満了となることから、「第4次静岡市男女共同参画行動計画」、「第2次静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」及び「第2次静岡市女性活躍推進計画」の基本的な考え方について、静岡市長から諮問を受け、これに対して、当審議会として答申を行うものです。

2 男女共同参画・女性活躍と静岡市を取り巻く状況

（1）社会経済情勢等の状況と静岡市の状況

（データ、グラフ）仮

- ・年齢区分別将来推計人口
- ・単独世帯数の推移
- ・ひとり親家庭数の推移
- ・外国人住民の推移（増加）
- ・女性の労働力率
- ・女性管理職の割合
- ・DV相談数

(2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向

ア 国際社会の動向

イ 国の動向

ウ 県の動向

(3) 第3次行動計画等の評価と今後の課題

第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針）

(方針の説明文)

1 計画の基本理念

静岡市では、男女共同参画推進条例第3条から第8条において、本市における男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

<基本理念>

一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

- (1) 男女の人権の尊重（第3条）
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- (3) 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保（第5条）
- (4) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立（第6条）
- (5) 世界的視野の下での男女共同参画（第7条）
- (6) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（第8条）

2 計画において目指す姿

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して希望する暮らしができる静岡（まち）

3 重点目標

- ・
- ・
- ・

4 計画期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。

ただし、第4次男女共同参画行動計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間年である令和8年度（2026年度）に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

5 計画の位置付け

| |
|--|
| |
|--|

6 計画の推進に向けて

| |
|--|
| |
|--|

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

1 施策の体系

第4次男女共同参画行動計画は、次の9個の基本目標で構成しています。

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
- (2) ジェンダー平等の視点に立ったワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備
- (3) 女性の職業生活における活躍の実現
- (4) 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- (5) 地域における男女共同参画の実現
- (6) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- (7) 性と生殖に関する健康の増進と権利の確立
- (8) 男女共同参画の実現に向けた社会制度・慣行の見直し
- (9) 人権を尊重する教育の充実

また、これらの基本目標は、「女性活躍のさらなる推進」「安全安心な暮らしの実現」「ジェンダー平等のための教育と啓発」の3つの施策の柱に位置付けることができます。

(図)

2 計画の体系図

(図)

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

目標の方向性

男女共同参画社会の実現のため、市の政策・方針決定や、企業・事業所、さまざまな団体等社会のあらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等な構成員として参画できるよう、女性の積極的な登用とそのための環境づくりを推進する必要があります。

現状と課題

●市の審議会等の女性委員割合は、第3次男女共同参画行動計画期間中、40%を目標としていましたが、令和4年4月現在で、29.5%と依然として低い状況にあります。

●市職員の管理職等の割合

（データ）

●管理的職業従事者に占める女性の割合も、直近の国勢調査で15.2%と、まだまだ女性の積極的登用がなされているとは言い難いのが実情です。

●地域自治会・町内会における女性の参画状況

（データ 組織を代表する立場や意思決定の場における女性役員の割合）

市が率先して女性の参画を拡大する積極的な取組を進めるとともに、企業等における女性の参画拡大を支援することが必要です。同時に、そのための下地づくりとして、女性の人材育成を継続的に充実させる必要があります。

さらに、様々な場に今なお残る、固定的な性別役割分担の是正が必要です。

主な取組 (案)

(1) 市審議会等への女性の参加促進

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理し、それを提供するほか、各審議会の構成の見直しや充て職の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用に努めます。

(2) 市における女性職員の積極的登用

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研修の充実や能力・実績により、市役所や市教育委員会などにおける女性職員の管理職への登用を推進します。

(3) 企業における女性の積極的登用と管理職になりたいと思える環境づくり

企業等における方針決定過程へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）やダイバーシティ（多様性）マネジメントの周知などに努めます。

(4) 女性の人材育成施策の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画するための多様な能力を養成するため、学習機会や関連情報の充実に努めます。

(5) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性のリーダーシップを支援し、幅広い年齢層の女性が参画しやすい地域団体づくりを促進します。

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標2 女性の職業生活における活躍の実現

目標の方向性

企業や市民がジェンダー平等の視点を理解したうえで、希望する働き方を実現できるよう、女性の就労支援や、キャリア形成、起業支援を行い、働きたい・働きつづけていたい女性の活躍を支援する必要があります。

現状と課題

●職場における男女平等意識について（市民意識調査 問1）

男性優遇：49.0% 女性優遇：4.6%

・女性は育児などでキャリアが切れてしまうと再就職したら非正規雇用でしか働けない現状にあります。

・男女の賃金格差は長期的に見ると縮小傾向にありますが、依然として大きい状況です。（男性の一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2：R4年男女共同参画白書）

●職場におけるパワー・ハラスメント対策について

・大企業は令和2年6月1日から、中小企業は令和4年4月1日から法律で義務化されています。市女性の労働実態調査では、ハラスメント等に対して、経験がある、あるいは見た、聞いた際、「特に行動はしなかった」人が半数にのぼっています。（図）

・上司や同僚に相談しやすい職場風土・環境づくりや相談窓口の設置が求められます。

●出産・育児等で離職する女性の割合が低下し、女性の労働力率（M字カーブ）が改善【図】していますが、女性の非正規雇用労働者の割合は高く、25～29歳の○%をピークに低下しています。（L字カーブ）（男性・女性・全国・静岡市 R3 国勢調査）

その他直近の情勢として、以下が挙げられます。

・パートタイム・有期雇用労働法の開始

・女性の非正規雇用の割合が高く、雇用の安定性や賃金が異なる

●25～54歳の女性無業者における就業希望・非就業希望及び求職者・非求職者の割合

女性就業希望者における非求職理由（H29 就業構造基本調査）

●家事時間の平均について（市民意識調査 問4）

共働き世帯における家事の時間は「約3：1」（妻5時間24分：夫1時間45分）であり、仕事と家庭生活の両立を希望する男性が増えている一方で、家事労働時間の大きな男女差があります。

特に子育ての中心世代30代は「約4：1」（妻7時間24分：夫1時間50分）と差が圧倒的に大きい状況です。

（仕事の時間の平均 男性：7時間29分、女性：5時間49分）

新型コロナウイルス感染症の影響により、男性の在宅勤務は女性への家事・育児の労働負担を増大させているとも言えます。

●市の市民意識調査では、男性が家事、育児、介護、（地域活動）に積極的に参加していくために必要なこととして、

男性の家事・育児などに参加することに対する男性の抵抗感をなくすことと回答した方は、（全体：58.3%、男性51.9%、女性64.6%）となっており、女性の方が強く感じている状況です。

グラフ・図

グラフ・図

主な取組 (案)

(1) 雇用における男女の機会均等と公正な待遇の確保の推進

雇用の場において、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう努めます。

(2) ハラスメント防止対策の推進

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づくジェンダー・ハラスメントが起こらないよう、セミナー等によって企業等の理解促進をはかります。

(3) 非正規雇用労働者の雇用条件が安定するための支援

非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換や、非正規を選択したとしても安定した就業となるよう支援を行います。

(4) 女性の起業や再就職への支援

起業を目指す女性を対象に必要な知識や技術の習得に関する支援を行うとともに、再就職を希望する女性を対象に相談や学習の機会を提供します。

(5) 女性のキャリア形成と能力発揮への支援

働く場において、女性の能力を発揮できるよう、ロールモデルの紹介や、働く女性同士の交流の場を作り、ネットワークづくりを推進します。

(6) 男性の家事・育児・介護への参画促進

企業等に対して男女共同参画への意識改革を行うのとともに、男性の家事・育児・介護への参画に対する抵抗感を払拭する取組を子どもの頃から行い、現役世代については、企業等を通じた働きかけや、個人に対して家事・育児・介護等の実践講座を開催します。

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標3 ジェンダー平等の実現に向けたワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備

目標の方向性

誰もが生涯を通じて充実した生活を送るため、仕事と家庭生活や地域活動等ワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備を推進します。在宅勤務や時短勤務等、多様な働き方の推進や多様なニーズに対応して子育て支援策・介護支援策を充実させる必要があります。

市内（中小）企業等に対して男女共同参画の啓発や情報提供、特に男性の家事・育児・介護への参画促進に向けて、職場における意識改革の推進をする必要があります。

現状と課題

●市民意識調査によると、男性の生活における優先度は「『仕事』と『家庭』を優先したい」と感じているにもかかわらず、実際には「仕事」の優先を強いられています。

男性の10～30代で見ると、「仕事」を優先したいと回答した人は誰もいなかったにもかかわらず、「仕事を優先」でしか、生きていけない、働かざるを得ない若年世代が存在しています。【図】

●男性の育児休業取得率は増加しているが、静岡県における育児休業率は9.2%と全国12.65%を下回っています。（令和4年度 男女共同参画白書、令和3年度静岡県男女共同参画白書）【図】

●女性が仕事を続けていく上で必要なこととして、「家事、育児、介護」における課題や、「女性が働くことへの管理職や男性従業員の理解」が高い割合を占めています。（令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査【図】）

●総務省「就業構造基本調査」（平成29年度）によると、年間就業日数が200日以上正規雇用労働者に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合は、静岡市では女性が3.4%に対して男性が14.8%となっています。男性の家事・育児を進める上では長時間労働の是正が必要です。

●令和4年4月育児・介護休業法が改正され、環境整備の義務化やパート・アルバイトなどの有期雇用労働者の休業取得要件が緩和されました。本市では、子供のいる共働き夫婦の割合は他の政令指定都市と比較しても高く、【図】また、超高齢化社会の進展に伴い介護に要する時間が増加することが見込まれるため、仕事と育児・介護の両立に向けた環境づくりの必要性が高まっています。

主な取組 (案)

(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進

個人に対して男性の家事・育児・介護への参画に対する抵抗感を払拭する取組を進めると共に、男性の希望に応じて家庭を優先させることができるよう、企業等に対して男女共同参画への意識改革を行う。

(2) 男女共同参画の視点を持つための経営陣・管理職・男性従業員への意識改革の推進

男性が家事・育児・介護に取り組むには、職場における上司や周囲の理解が必要であるため、経営陣・管理職へワーク・ライフ・バランスの意識啓発や、国の両立支援等助成金の紹介を行うとともに、男性に向けて男女共同参画に向けた講座を開催することで、上司や周囲の理解のある職場環境づくりを推進します。

また、性別による待遇の差を埋めるためにも、経営者・管理者の女性に対する差別意識を改革する取組を推進します。

(3) 多様で柔軟な働き方の推進

在宅勤務や時短勤務等多様で柔軟な働き方の制度について、企業等の取組事例の紹介や制度に関する情報発信を行います。

(4) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実

多様なニーズの把握に努めるとともに、待機児童対策や多様な保育サービスの提供、子育てに関する相談体制の充実や、介護支援や生活支援等のサービスの充実を図り、子育てや介護と仕事等を両立しやすい環境を整備します。

(5) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備と地位の向上の推進
自営業の場においては、仕事と生活の区別がつけにくく、性別や世代による固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・観光が残っているため、女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境の整備促進に努めます。

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標4 生活上、様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

目標の方向性

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい人が、安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

就労支援や自立支援等を通して、困難な状況から早期に脱し、安心して暮らしていくための取組を進めていくことが必要です。

現状と課題

●新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用状況が悪化しています。中でも非正規雇用者は、雇用が不安定で収入が低く、特にシングルやひとり親家庭などにおいて、経済的な影響がより深刻化しやすい状況にあります。

●そのようなことから、高齢単身者、母子・父子世帯が貧困に陥りやすい状況にあります。また、障がいのある人、市内で生活する外国人住民は、女性であることでさらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。それぞれが抱える課題に応じて、男女共同参画の視点から支援を行う必要があります。

●性の多様なあり方に対する無理解による偏見や差別から、性的少数者は学校、職場、地域など、生活の様々な場面で生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまうことがあります。そういった偏見や差別を解消するための取組や、困難を抱える人を支援する取組が必要です。

例) ひとり親家庭

例)
高齢者
単独世帯
外国人住民
LGBT 相談件数

主な取組 (案)

(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活ができるための支援

高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、男女共同参画の視点から、生活基盤の整備や、就労、社会参加の促進支援を行います。

(2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援

ひとり親家庭の父母や子どもの生活の安定のため、各種の自立支援事業や相談事業の充実を図ります。

(3) 貧困など様々な困難を抱える人への支援

経済的に困窮している家庭に対して、安定した生活ができるように様々な支援を行います。

(4) 外国人住民が安心して暮らせるための環境の整備

国籍や文化などの違いに関わらず、外国人住民が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習機会などの学習支援の充実を図るとともに、市民の多文化共生への理解を深め、男女共同参画の視点から、外国人住民が暮らしやすい環境の整備を進めます。

(5) 性的指向・性自認・性別表現等ゆえに困難を抱える人への支援

性的少数者が安心して暮らせるように、性の多様性に関する啓発に努めます。また、性的少数者の孤立・孤独を解消し、気持ちを共有できる交流の場や相談窓口の充実などの支援に取り組みます。

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標5 地域における男女共同参画の実現

目標の方向性

地域における男女共同参画を進め、地域住民がお互いに尊重し合い、だれもが安全・安心な暮らしを送ることができるまちを目指します。地域防災については、女性の自主防災組織等への参画を進め、女性の視点や多様性に配慮した防災対策の充実をさせる必要があります。

現状と課題

●過去の災害時では、避難所におけるプライバシーの確保や、女性や子どもへの暴力の対策や、避難所で生活しづらい少数派の人への対策等、女性等の視点や多様性に配慮した取り組みが不足していたという報告があります。また、性別役割分担により、避難所の責任者の大半が男性で過度の負担が集中するという報告もあります。地域防災力向上のためには、男女共同参画の視点が不可欠です。

●平成30年度以降、静岡市地域防災計画に「男女共同参画の視点」の項目が随時追加されています。（参考：H30, R2, R3）今後は地域にその意識を浸透させることが求められています。

●町内会・自治会における女性委員の割合はH27年度 10.6%、令和3年度 15.1%と上昇しています。

●研修や講座を行い、地域で活躍したい女性は増加しているものの、自主防災組織に女性の役員は増えていない状況です。また、令和3年度の地方防災会議における女性の割合は9%（45人中4人）となっています。

例) 男女共同参画の視点での災害時の備え
に必要な施策
(市民意識調査問8)

例)・静岡市女性会館の認知・利用状況
(市民意識調査問11)
又は
・静岡市女性会館に期待する役割
(市民意識調査問12)

主な取組 (案)

- (1) 男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進と連携
地域活動に根差した男女共同参画を推進するため、男女がともに担う NPO やボランティア組織の活動について、積極的な共同・支援に努めるとともに、市民との共同による地域活動等を促進します。
- (2) ジェンダー平等の実現に向けた防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進
災害時における男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設営・運営体制を確立するとともに、発災後、障害のある人、乳児、高齢者、外国人、性的少数者等多様なニーズに対応した支援を行うため、各種啓発情報の提供に努めます。
- (3) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実
男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮していくため、社会的な課題をとらえた各種講座の企画運営や、情報収集・女性を支援する活動・女性の居場所づくり・ネットワークの構築などに努めます。

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標6 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

目標の方向性

パートナー間で起こる暴力（Domestic Violence：DV）やハラスメントをはじめとしたジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）の根絶を目指した取組を進める必要があります

特に、若年層においては、相談を受ける身近な友人が正しい知識を持つことが被害予防にもつながります。若年層に対する教育・啓発の充実や、関係機関との連携強化をすることが重要です。

現状と課題

●DVについて、「自分が直接経験したことがある」7.9%、「相談を受けたことがある」4.8%、「DVを受けた人を知っている」14.1%（令和3年度の男女共同参画に関する市民意識調査）という現状が明らかになっており、被害者が一人で悩むことなく相談機関を利用できるよう、相談窓口の効果的な情報発信や、加害者にも被害者にもならないための幼少期からの人権教育が必要です。

●ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、依然として社会の理解が不十分なのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務等で在宅時間が増えた結果、DV相談件数は令和元年度：243件、令和2年度：356件、令和3年度：408件（静岡市女性会館相談室のDVに関する電話・面接・法律相談件数）と、年々増加傾向にあります。被害者支援を充実させるとともに、ジェンダーに基づく暴力に対する正しい理解を普及させるための啓発が必要です。

●DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合が多くあります。また、子ども自身が暴力を受けていなくても、子どもの見ている前で、パートナー間で暴力を振るうこと（面前DV）は、子どもへの心理的虐待にあたります。DV被害者と児童虐待被害者をあわせて支援するためには、関係機関の更なる連携強化が必要です。

グラフ・図

グラフ・図

主な取組 (案)

(1) DVやハラスメントをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境づくり

デートDVやDV等のパートナー間における暴力や児童虐待をはじめ、ストーカーやJKビジネス等、ジェンダーに基づく暴力の形は多岐にわたります。これらの暴力が重大な人権侵害であることが社会の共通認識となるよう、ジェンダーに基づく暴力の正しい理解の促進に取り組み、暴力を生み出さない社会基盤を築きます。

(2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための若年層に対する教育・啓発

デートDVについて、理解促進を図るとともに、被害や加害への気づきを促すため、中学生・高校生向けの講座を実施します。

また、若年層に効果的な情報発信をするため、SNS等を活用した広報啓発活動を行います。

(3) 被害者がさまざまな手段で相談できる体制の整備

被害者が安全な生活を送ることができるよう、各種支援窓口の情報を周知し、それぞれの状況に応じた相談を受けられる体制を整備します。

(4) 被害者の安全確保の徹底

被害者およびその子どもの安全確保を図るため、緊急時の迅速な保護に努めるとともに、被害者の情報管理を徹底します。

(5) 被害者の自立支援の充実

心身のダメージだけでなく、住宅や生活費の問題など、複合的な問題を抱える被害者およびその子どもの自立支援のため、相談体制機能の充実や生活基盤を整えるための支援を行います。

(6) 被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うため、庁内だけでなく、国や県、警察および民間団体と緊密に連携してDV防止に取り組みます。また、DVと児童虐待は密接に関係することから、子どもに関連する機関（児童福祉・学校・教育委員会等）との連携を特に強め、適切な支援を行います。

DV被害者が支援を求めた際に、相談した先から再び傷つけられる二次被害を防止するため、職務関係者の理解促進に努めます。

(7) 加害者更生支援の充実に向けた関係機関の連携強化

DV加害者支援を行っている民間団体の情報収集を行うとともに、関係機関で周知を図り、民間団体と連携した加害者更生支援を行います。

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標7 性と生殖に関する健康の増進と権利の確立

目標の方向性

女性は、月経、妊娠、出産、中絶、避妊、産前・産後うつなど、男性とは異なる、年代に応じて変化する健康の問題に直面します。こうした女性特有の健康課題に対して、心身に応じて必要なサポートを得られるよう支援する必要があります。

また、性や妊娠、出産に関して、女性が自らの意思で選択し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（Sexual and Reproductive Health and Rights：SRHR＝性と生殖に関する健康と権利）の観点から、自分らしく生きられるよう、性や健康に関する教育の充実や自分の健康を守り育てる意識の醸成が必要です。

現状と課題

- 若い世代に妊娠や出産などに関する正しい知識を伝える取組を、より充実させる必要があります。
- 女性はライフステージに応じて様々な問題に直面しますが、自分らしく生きる権利について誰もが留意する必要があります。加えて、不妊や更年期は女性だけの問題ではありません。また、性犯罪の多くが男性から女性によるもので、女性の性や生殖の課題に、男性が当事者としてかかわっていく必要があります。

グラフ・図

グラフ・図

主な取組 (案)

(1) ライフステージに応じた健康支援

一人ひとりが、ライフステージに応じて、主体的に健康の増進を図ることができるよう、健康についての知識を普及し、生涯を通じた健康管理を支援します。

特に女性については、思春期、成熟期、更年期、高齢期など生涯にわたり、主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。

(2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進

性や妊娠・出産等について、正しい知識の習得を支援するとともに、子どもたちが性について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、意識啓発と教育に努めます。

(3) 誰もが相談できる体制の充実

こころや健康の問題をはじめとする様々な問題の解決のために利用できる相談窓口や機会を確保し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標8 男女共同参画の実現に向けた社会制度・慣行の見直し

目標の方向性

いまなお残る「社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識」の是正・解消に向け、男女共同参画に関する情報の収集に努めるとともに、市民一人ひとりに届くよう、さまざまな場面や、年代に応じた効果的な広報・啓発活動を行う必要があります。特に、男性に向けて基本的な意識啓発を幅広く進めていくことが重要です。

現状と課題

●「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担の意識は、今なお様々な社会制度・慣行の中で継承され、男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています。

●ジェンダー意識の浸透により、以前は当たり前とっていたことに対し男性が優遇されていると感じるようになってきたこともあり、令和3年度に行った本市男女共同参画に関する市民意識調査では、社会制度・慣行・しきたりに関する男女平等感について、7割以上の方が男性優遇であると回答しています。

●「社会通念・慣習・しきたり」において男性の方が優遇と感じる男性は66.5%に対して女性は84.0%と20ポイント近い開きがあり、ジェンダー意識の浸透に男女の差が見られます。

●このような固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっています。私たちが生きづらさを抱える要因が、従来の社会制度・慣行にある場合は少なくありません。身体の性、性的指向、性自認、性別表現等を問わず、誰もが無理なく自分らしく生きられる、多様性を認め合う社会の実現に向け、当然視されてきた社会制度・慣行を見直していく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛や在宅勤務が普及したことにより、全国的に女性の家事時間が増えたことが指摘されています。

●男女共同参画社会の実現は女性だけでなく、男性もより生きやすく暮らしやすい社会を作ることであります。男女共同参画社会の実現のために男性が果たす役割は重要であり、男性の男女共同参画に対する理解や意識改革を進める必要があります。

例)
男女の役割を分ける固定的な考え方

グラフ・図

主な取組 (案)

(1) 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供
各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集し、ジェンダー統計を活用した分析により、静岡市における男女共同参画の現状を把握し、その結果を広く市民に情報提供します。

(2) 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実
慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標9 人権を尊重する教育の充実

目標の方向性

すべての人が自分の存在を肯定し、お互いのあり方を認め合い、無理なく自分らしく生きられる社会を目指し、若年層をはじめとした様々な世代にジェンダー平等や人権に関する教育・学習の充実させる必要があります。

現状と課題

● 男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず主体的で多様な生き方ができるよう、一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが重要です。また、多様な性のあり方についての理解を深め、それに関わる偏見や差別をなくしていくことが必要です。

そのため、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場で、男女共同参画の視点に立った教育をさらに進めていく必要があります。固定的性別役割分担や、性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は幼少のころから長年にわたり形成されるため、特に、幼児期や小学校などを含めた若年層に対する教育の推進が重要です。

● 我が国における男女共同参画推進の様々な取組は、国際的な動きと連動して進められており、本市の男女共同参画の推進においても、国際社会の課題と取組についての理解と関心を深めることができるように取り組む必要があります。

● メディアについては、多くの人々の価値観に強く影響を与えることから、各種の広報媒体を用いた情報発信の際には、性差別のみならず、あらゆる面で人権尊重の観点に配慮した情報発信が必要です。同時に、受け手側である市民に対する情報教育の機会の充実が求められます。

例) 年代別ジェンダー・ギャップ指数の認知状況

例) LGBTQの方の存在の認識

主な取組 (案)

(1) 男女の人権の尊重に関する啓発及び教育の充実

全ての人がある生き方を等しく尊重される社会の実現に向け、人権に関する教育・学習の充実を図ります。

(2) 若年層に対するジェンダー平等と人権教育の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないジェンダー平等の教育・学習を推進します。

(3) 男女共同参画の視点に立った国際理解の推進

世界から見たジェンダー格差を意識した男女共同参画を推進する上で重要な国際的な規範の周知・浸透を図るため、様々な領域での教育・啓発に努めます。

(4) 情報の発信・受信における人権尊重とジェンダー平等の推進

人権尊重や男女共同参画の視点を持った情報発信を行うとともに、市民のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力）の向上を支援します。

(5) 多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実

学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場で、性の多様性の理解を促進するための啓発や教育の充実に努めます。

第4章 参考資料

- ・ 諮問文の写し
- ・ 審議会の経過
- ・ 条例、審議会委員名簿 等